

令和5年度

財 政 白 書

令和7(2025)年3月

上三川町企画課

はじめに

この財政白書は、上三川町の令和5年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況についての説明資料として、令和5年度地方財政状況調査表を基に作成しています。

目次

1	普通会計決算の概要	
	(1) 令和5年度決算の特徴	1
	(2) 決算収支	2
2	歳入の状況	3
3	歳出の状況	
	(1) 目的別歳出	8
	(2) 性質別歳出	10
4	地方債（借金）の状況	13
5	債務負担行為の状況	16
6	積立金（貯金）の状況	17
7	主な財政指標	
	(1) 標準財政規模	19
	(2) 財政力指数	20
	(3) 経常収支比率	21
	(4) 健全化判断比率等	22

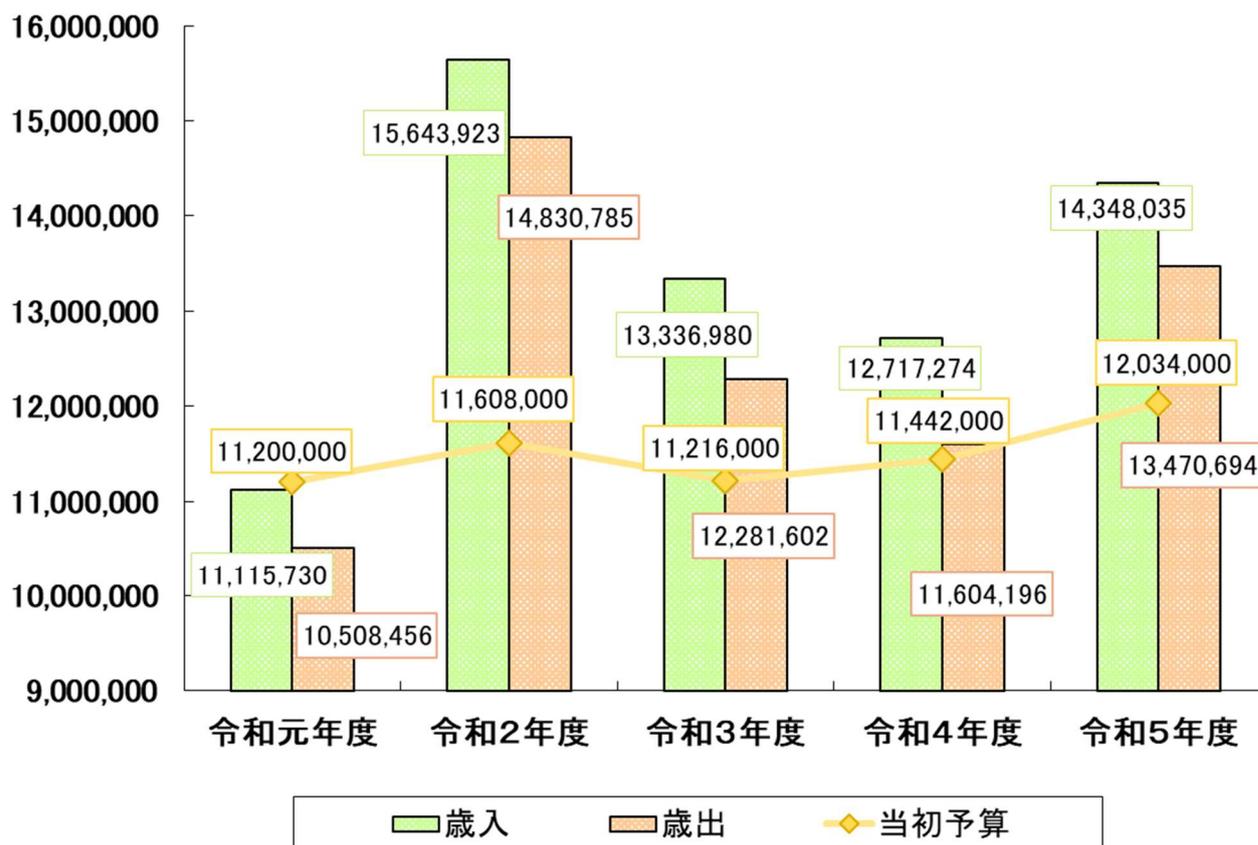
1 普通会計決算の概要

(1) 令和5年度決算の特徴

令和5年度決算は、歳入歳出決算額ともに前年比増となりました。主な要因は、令和6年5月に開館したORIGAMIプラザの建設によるものです。そのほか、低所得世帯支援給付金事業や庁舎改修事業等の実施が増加要因となっています。

第1図 決算規模の推移

(単位：千円)



ことばの意味

- ★普通会計・・・普通会計とは、財政分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。現在、当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。
- ★一般会計・・・町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。なお、この財政白書上の各数値は、一般会計における集計値となります。
- ★特別会計・・・特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者医療特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の4つの特別会計があります。
- ★公営企業会計・・・『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』、『下水道事業会計』の2つの公営企業会計があります。

(2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度			令和4年度	
	金額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	金額 (a)	増減額 R3年度比
1 歳入総額	14,348,035	1,630,761	12.8	12,717,274	△ 619,706
2 歳出総額	13,470,694	1,866,498	16.1	11,604,196	△ 677,406
3 形式収支(1-2)	877,341	△ 235,737	△ 21.2	1,113,078	57,700
4 翌年度に繰り越すべき財源	164,734	△ 147,688	△ 47.3	312,422	231,098
5 実質収支(3-4)	712,607	△ 88,049	△ 11.0	800,656	△ 173,398
6 単年度収支	△ 88,049	85,349	△ 49.2	△ 173,398	△ 459,027
7 積立金	130	△ 14	△ 9.7	144	△ 156,441
8 繰上償還金	0	0	0.0	0	0
9 積立金取崩額	0	0	0.0	0	0
10 実質単年度収支(6+7+8-9)	△ 87,919	85,335	△ 49.3	△ 173,254	△ 615,468

第2表 決算収支の推移

(単位：千円、%)

年度	歳 入		歳 出		実 質 収 支		単年度 収 支	実質単年度 収 支
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
令和5年度	14,348,035	12.8	13,470,694	16.1	712,607	△ 11.0	△ 88,049	△ 87,919
令和4年度	12,717,274	△ 4.6	11,604,196	△ 5.5	800,656	△ 17.8	△ 173,398	△ 173,254
令和3年度	13,336,980	△ 14.7	12,281,602	△ 17.2	974,054	41.5	285,629	442,214
令和2年度	15,643,923	40.7	14,830,785	41.1	688,425	52.9	238,084	△ 254,157
令和元年度	11,115,730	4.6	10,508,456	3.3	450,341	22.7	83,370	73,764

令和5年度の単年度の収支は赤字となりましたが、翌年度に繰り越すべき財源が前年度より減少したため、赤字幅は減少しています。同じく『実質単年度収支』も赤字となりましたが、令和4年度の繰越金が多かったことから財政調整基金を取り崩すことはなく、赤字額は『単年度収支』より減少しています。

ことばの意味

- ★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。
ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。
- ★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。
前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにします。
- ★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立や取崩しなどの増減を計算したものです。

2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度				令和4年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 地方税	6,450,861	45.0	73,261	1.1	6,377,600	50.1
2 地方譲与税	146,358	1.0	1,535	1.1	144,823	1.1
3 利子割交付金	1,094	0.0	△ 157	△ 12.5	1,251	0.0
4 配当割交付金	25,386	0.2	1,222	5.1	24,164	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	29,368	0.2	11,447	63.9	17,921	0.1
6 法人事業税交付金	92,634	0.6	257	0.3	92,377	0.7
7 地方消費税交付金	835,307	5.8	4,372	0.5	830,935	6.5
(1) 地方消費税	400,778	2.8	7,145	1.8	393,633	3.1
(2) 社会保障財源化分	434,529	3.0	△ 2,773	△ 0.6	437,302	3.4
8 環境性能割交付金	19,667	0.1	4,493	29.6	15,174	0.1
9 地方特例交付金	39,604	0.3	△ 3,156	△ 7.4	42,760	0.3
10 地方交付税	481,518	3.4	40,700	9.2	440,818	3.5
(1) 普通交付税	386,128	2.7	53,279	16.0	332,849	2.6
(2) 特別交付税	95,390	0.7	△ 12,579	△ 11.7	107,969	0.8
11 交通安全対策特別交付金	2,806	0.0	△ 578	△ 17.1	3,384	0.0
小 計 (一 般 財 源)	8,124,603	56.6	133,396	1.7	7,991,207	62.8
12 分担金及び負担金	54,462	0.4	1,484	2.8	52,978	0.4
13 使用料及び手数料	53,221	0.4	△ 3,314	△ 5.9	56,535	0.4
14 国庫支出金	2,514,419	17.5	483,109	23.8	2,031,310	16.0
15 県支出金	917,051	6.4	7,487	0.8	909,564	7.2
16 財産収入	8,152	0.1	2,313	39.6	5,839	0.0
17 寄付金	49,866	0.3	3,746	8.1	46,120	0.4
18 繰入金	501,495	3.5	270,578	117.2	230,917	1.8
19 繰越金	1,113,078	7.8	57,700	5.5	1,055,378	8.3
20 諸収入	81,716	0.6	7,390	9.9	74,326	0.6
21 地方債	929,972	6.5	666,872	253.5	263,100	2.1
小 計 (特 定 財 源)	6,223,432	43.4	1,497,365	31.7	4,726,067	37.2
歳 入 合 計	14,348,035	100.0	1,630,761	12.8	12,717,274	100.0
自主財源(1+13+14+17~21)	8,312,851	57.9	413,158	5.2	7,899,693	62.1
依存財源(2~12+15+16+22)	6,035,184	42.1	1,221,975	25.4	4,817,581	37.9

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

ORIGAMI プラザの建設により『国庫支出金』、『寄附金』、『繰入金』、『地方債』が増加し、歳入総額は前年比増となっています。

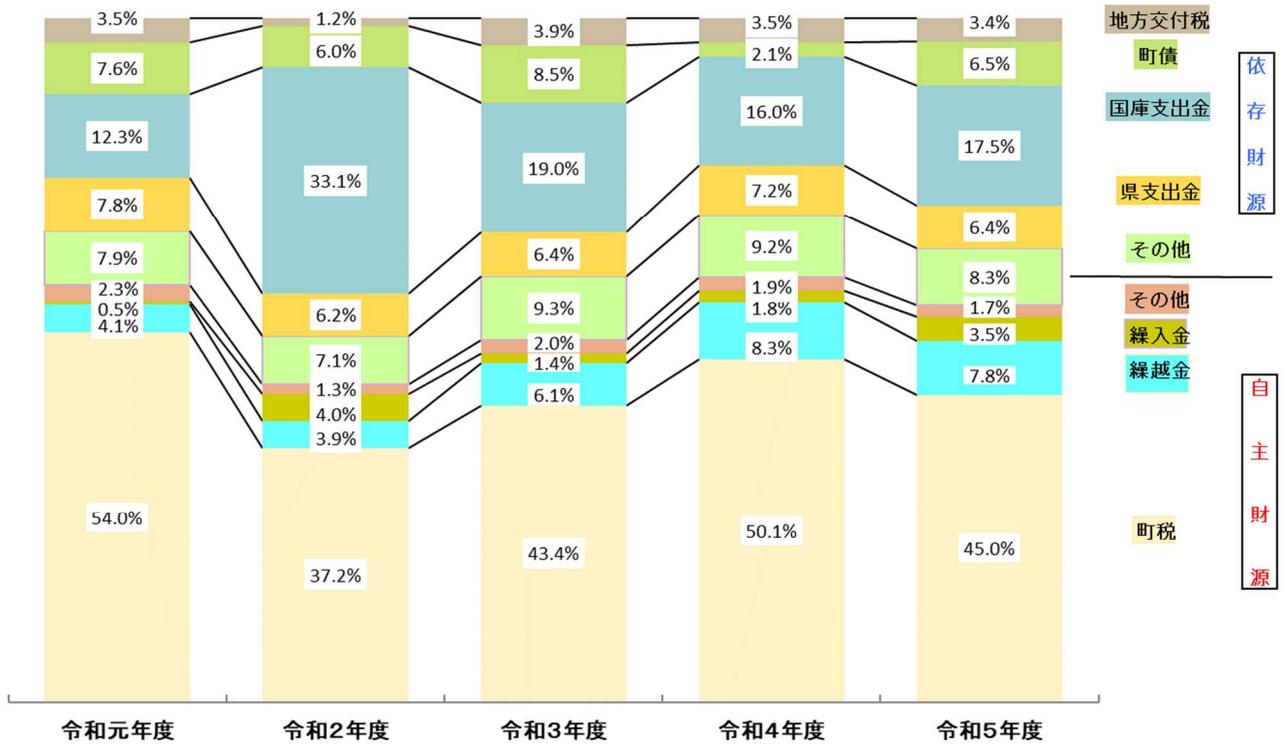
『普通交付税』は前年度に引き続き、国の臨時経済対策として追加交付があったことから前年度より増加しています。

『地方税』については、所得の増による町民税の増加が影響し全体として増加しており、自主財源の割合が増えています。

ことばの意味

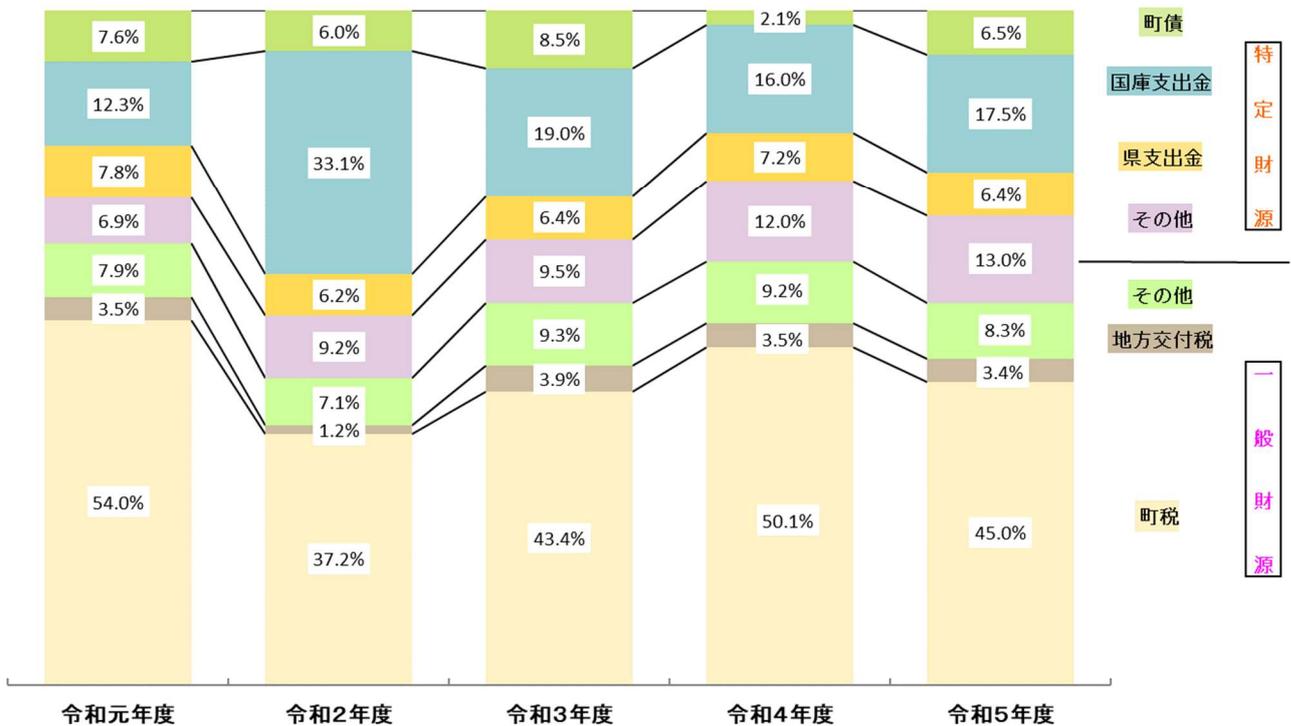
- ★地方譲与税・・・国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
- ★〇〇〇交付金・・・皆さんが納めている国税（消費税や所得税など）や県税（自動車取得税）から、町に配分されてくる税金。
- ★地方交付税・・・全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の２種類があります。
- ★国庫／県支出金・・・特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★財産収入・・・町有地の払下げによる収入や基金（貯金）の利子収入。
- ★繰入金・・・積み立てていた基金（貯金）を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★繰越金・・・前年度決算により繰り越したお金。
- ★地方債・・・町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金（ローン）のこと。
- ★特定財源・・・その使い道が決められている財源。
- ★一般財源・・・どのような経費にも使える財源。
- ★依存財源・・・国や県の基準等により交付される財源。
- ★自主財源・・・町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第4表 町税の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度				令和4年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
一 普通税	6,287,056	97.5	92,901	1.5	6,194,155	97.1
(1) 市町村民税	2,264,702	35.1	66,156	3.0	2,198,546	34.5
(7) 個人分	1,858,666	28.8	71,423	4.0	1,787,243	28.0
(4) 法人分	406,036	6.3	△ 5,267	△ 1.3	411,303	6.4
(2) 固定資産税	3,616,995	56.1	29,784	0.8	3,587,211	56.2
(7) 純固定資産税	3,613,353	56.0	29,784	0.8	3,583,569	56.2
① 土地	971,629	15.1	4,428	0.5	967,201	15.2
② 家屋	1,173,290	18.2	29,290	2.6	1,144,000	17.9
③ 償却資産	1,468,434	22.8	△ 3,934	△ 0.3	1,472,368	23.1
(4) 交付金	3,642	0.1	0	0.0	3,642	0.1
(3) 軽自動車税	113,216	1.8	3,448	3.1	109,768	1.7
(4) 市町村たばこ税	292,143	4.5	△ 6,487	△ 2.2	298,630	4.7
二 目的税	163,805	2.5	△ 19,640	△ 10.7	183,445	2.9
(1) 都市計画税	163,805	2.5	△ 19,640	△ 10.7	183,445	2.9
合 計	6,450,861	100.0	73,261	1.1	6,377,600	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町税収入の総額としては、前年度と比較して増額となっています。

『市町村民税』のうち「個人分」が前年度から増額となっており、コロナ禍からの持ち直しがみられます。

『固定資産税』について、「土地」は上三川インター南産業団地が整備されたことにより増収となりました。「家屋」は、新築家屋の増加によって税収が増えています。「償却資産」は、既存所有資産の減価償却が進んだことにより、前年度と比較して減収となりました。

『軽自動車税』については、登録台数の増により前年度比増額となりました。

『市町村たばこ税』については、売り渡し本数が減少したことにより前年比減額となりました。

『都市計画税』は、都市計画事業等に要する費用に充てるため、都市計画区域として指定されている市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し課することができる目的税です。令和5年度収入の使いみちについては、下記に掲載しています。

【令和5年度 都市計画税収入とその使いみち】

◆都市計画税収入

1億6,380万5,499円（現年課税分：1億6,251万380円、滞納繰越分：129万5,199円）

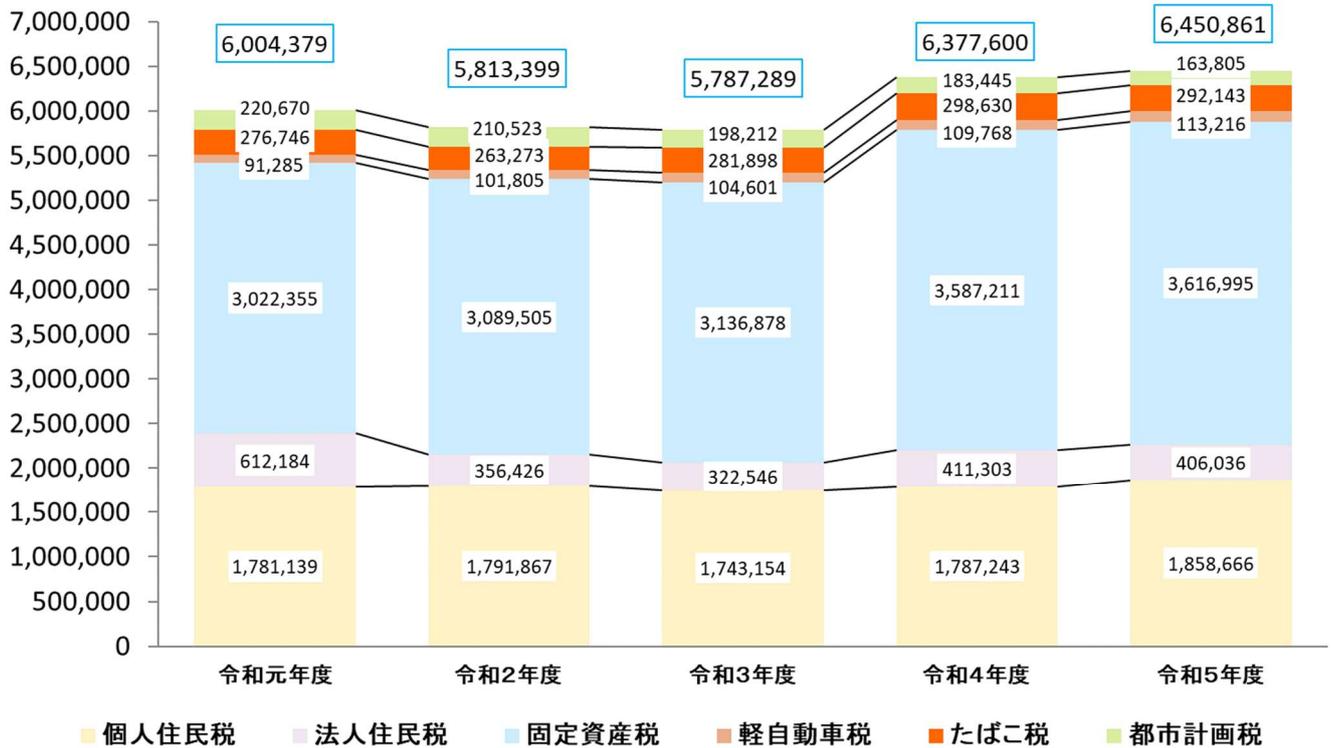
◆都市計画税の使いみち

◇下水道事業会計 起債償還 1億6,380万5,499円

※過去に実施した都市計画事業（下水道整備事業（汚水・雨水））の借金の返済

第4図 町税収入の推移

(単位：千円)



※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

『法人住民税』は、町内の大企業からの税収が主なものであり、経済状況の影響を受けやすく、法人住民税全体の増減に影響があることが当町の特徴と言えます。

『固定資産税』については、新築家屋の増加が主な要因となり増収する結果となりました。町税収入全体に占める割合は非常に大きく、一定額の収入が見込めることから、当町における町税収入の根幹となっています。

『軽自動車税』について、軽自動車の保有台数は微増が続いており、ランニングコストの低さや機動力の高さへの需要があることから、軽自動車税についても増加傾向にあります。

『たばこ税』について、令和3年10月に税率が引き上げられたこともあり、令和3年度以降増加していましたが、売り渡し本数が減少したことにより前年比減額となりました。

『都市計画税』については、令和元年度までの税率は0.2%でしたが、令和2年度から税率を段階的に引き下げ、令和3年度は0.18%、令和4年度は0.165%、令和5年度は0.145%としたため、減収となりました。

3 歳出の状況

(1) 目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的（仕事の内容）で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度				令和4年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 議会費	106,499	0.9	△ 1,297	△ 1.2	107,796	0.9
2 総務費	1,225,664	10.6	57,636	4.9	1,168,028	10.1
3 民生費	4,573,292	39.4	180,942	4.1	4,392,350	37.9
4 衛生費	1,052,461	9.1	86,809	9.0	965,652	8.3
5 労働費	100	0.0	65	185.7	35	0.0
6 農林水産業費	524,781	4.5	△ 5,278	△ 1.0	530,059	4.6
7 商工費	437,067	3.8	88,597	25.4	348,470	3.0
8 土木費	1,338,416	11.5	89,785	7.2	1,248,631	10.8
9 消防費	600,422	5.2	37,679	6.7	562,743	4.8
10 教育費	2,748,788	23.7	1,417,758	106.5	1,331,030	11.5
11 災害復旧費	0	0.0	△ 14,190	皆増	14,190	0.1
12 公債費	863,204	7.4	△ 72,008	△ 7.7	935,212	8.1
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	13,470,694	116.1	1,866,498	16.1	11,604,196	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』は前年度から増額となりました。庁舎のトイレ改修等を実施した庁舎・設備維持修繕事業【+154,276千円】が主な要因となります。

『民生費』については、学童の新規整備等を実施した放課後児童健全育成事業【+26,404千円】、低所得世帯支援給付金事業【+174,590千円】により、前年度から増額となりました。

『衛生費』については、昨年度に引き続き火災対応としてクリーンパーク茂原等運営事業負担金【+224,677千円】が増加したことにより増額となりました。

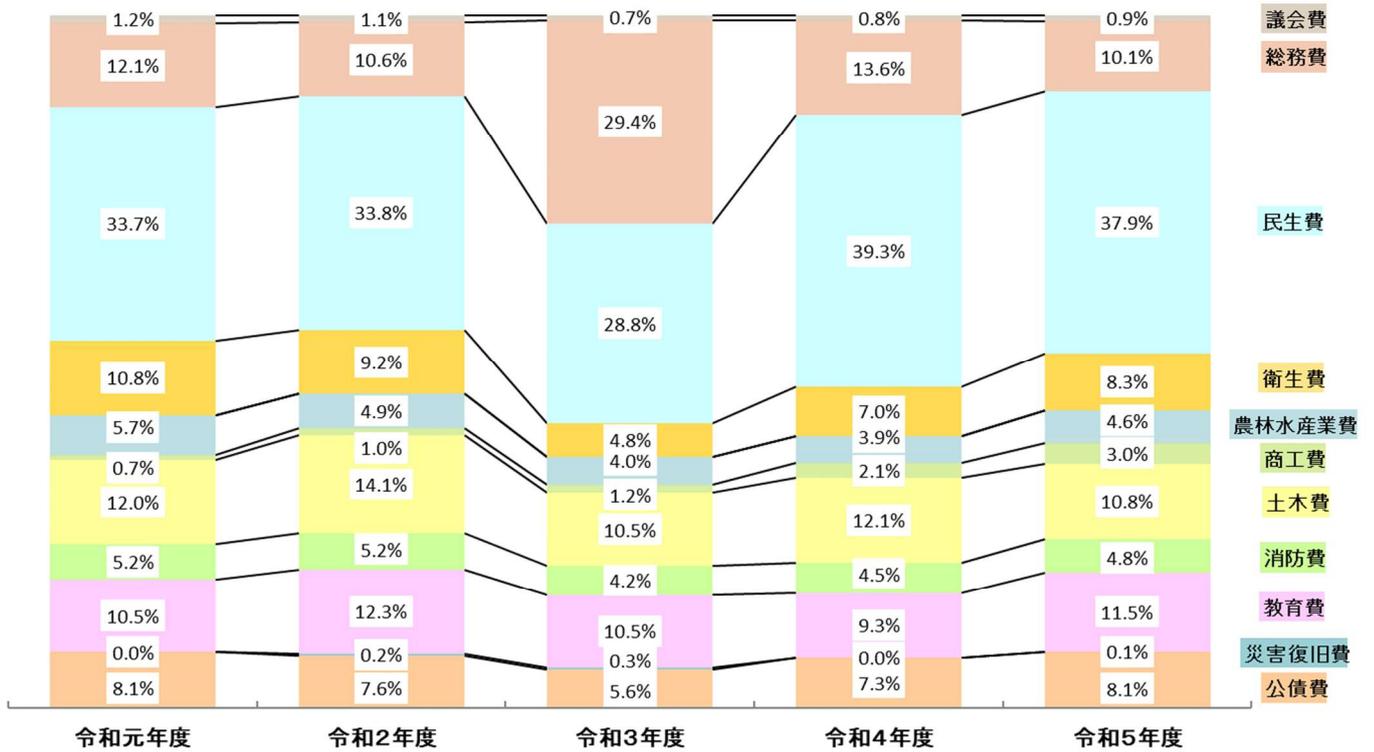
『商工費』については、企業等設備導入奨励金交付事業【+65,100千円】、産業団地整備推進事業【+26,565千円】により増額しています。

『土木費』は、公園を新規整備した願成寺地区市街地整備事業【+55,913千円】、橋梁維持管理事業【+62,260千円】が主な要因となり増額しています。

『教育費』は、ORIGAMIプラザの建設【+1,538,285千円】により、増額となっています。

構成比の割合では、『民生費』・『教育費』・『土木費』・『総務費』の順になります。『民生費』は、社会保障に対する経費が大きなウエイトを占めることから、構成比に占める割合が大きくなります。『教育費』については、小中学校の照明のLED化や空調機整備等を予定していることから、例年に比べ歳出が大きい状況が続く見込みとなります。また、『総務費』については、令和6年度以降本格化する庁舎大規模改修事業に伴い歳出が増加する見込みです。

第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★議会費・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。
- ★総務費・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。
- ★民生費・・・保育所の運営等の子育て支援や高齢者・障がい者の生活支援等に要する費用。
- ★衛生費・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。
- ★農林水産業費・・・農業振興のために要する費用。
- ★商工費・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。
- ★土木費・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。
- ★消防費・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。
- ★教育費・・・学校教育、スポーツ・文化振興等に要する費用。
- ★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。
- ★公債費・・・地方債（借金）返済のための費用。

(2) 性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことです。この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度				令和4年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 人件費	1,688,558	12.5	80,190	5.0	1,608,368	13.9
2 物件費	1,887,313	14.0	54,635	3.0	1,832,678	15.8
3 維持補修費	41,854	0.3	9,449	29.2	32,405	0.3
4 扶助費	2,796,562	20.8	△ 3,319	△ 0.1	2,799,881	24.1
5 補助費等	2,453,430	18.2	344,220	16.3	2,109,210	18.2
6 普通建設事業費	2,494,394	18.5	1,632,838	189.5	861,556	7.4
(1) 補助事業費	1,557,905	11.6	1,310,894	530.7	247,011	2.1
(2) 単独事業費	936,489	7.0	321,944	52.4	614,545	5.3
7 災害復旧事業費	0	0.0	△ 14,190	△ 100.0	14,190	0.1
8 公債費	863,204	6.4	△ 72,008	△ 7.7	935,212	8.1
9 積立金	58,752	0.4	△ 168,278	△ 74.1	227,030	2.0
10 投資及び出資金	11,825	0.1	△ 12,911	△ 52.2	24,736	0.2
11 繰出金	1,174,802	8.7	15,872	1.4	1,158,930	10.0
合 計	13,470,694	100.0	1,866,498	16.1	11,604,196	100.0
義務的経費(1+4+8)	5,348,324	39.7	4,863	0.1	5,343,461	46.0
任意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	8,122,370	60.3	1,861,635	29.7	6,260,735	54.0
消費的経費(1~5)	8,867,717	65.8	485,175	5.8	8,382,542	72.2
投資的経費(6+7)	2,494,394	18.5	1,618,648	184.8	875,746	7.5
その他の経費(8~11)	2,108,583	15.7	△ 237,325	△ 10.1	2,345,908	20.2

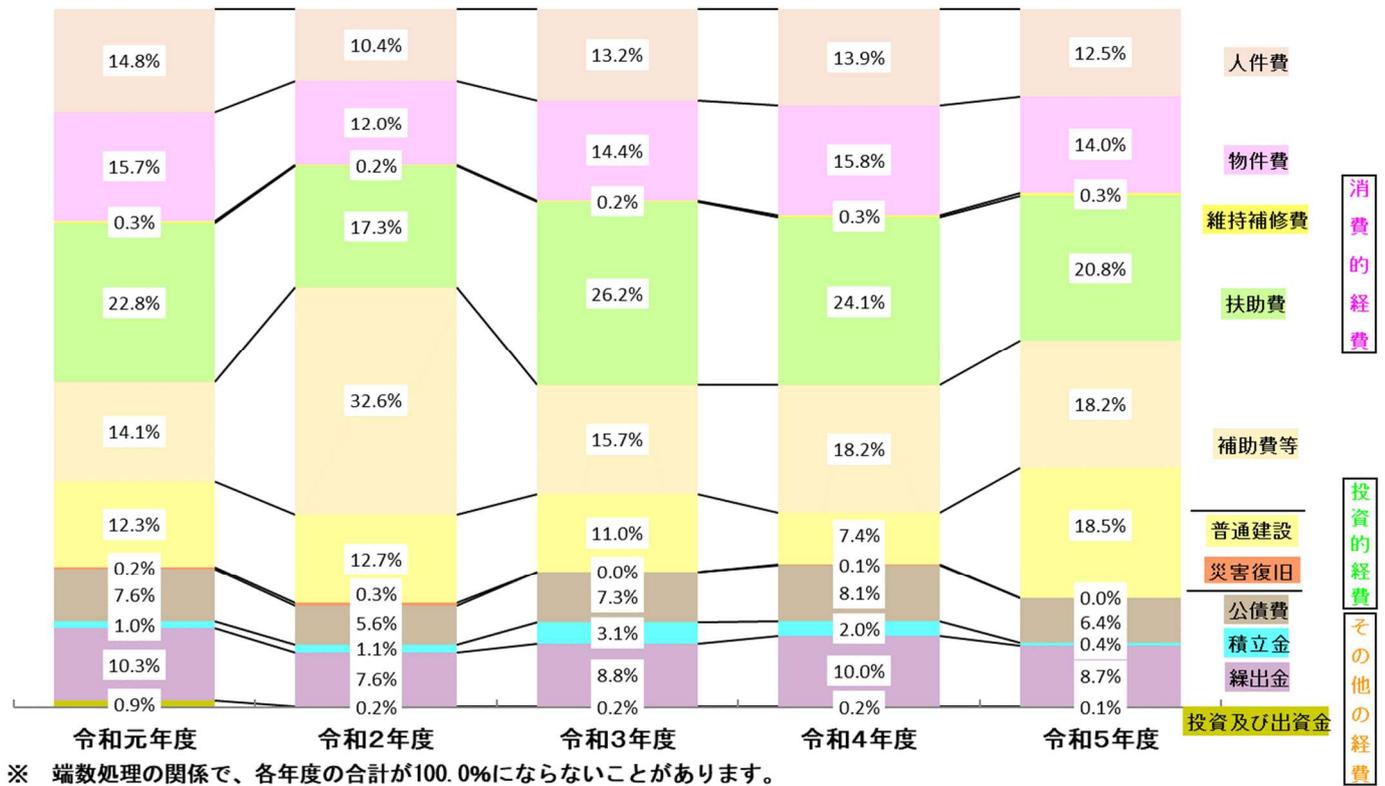
※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

構成比が最も大きいのは、『扶助費』となっています。前年比減となっているものの、低所得世帯支援給付金事業等の実施により高い構成比を占めている。子育て支援や社会保障、障がい福祉サービス等に対する需要は多く、歳出において今後も大きな割合を占める状態が続く見込みです。

『普通建設事業費』のうち「補助事業費」については、ORIGAMIプラザの建設により前年度と比較して大きく増額しています。「単独事業」については、庁舎のトイレ改修工事の実施により前年度比増額となっています。

『補助費等』については、令和4年2月発生火災事故に対するクリーンパーク茂原等運営事業の負担金の増加や、企業等設備導入奨励金の増加が主な要因となり増額しています。クリーンパーク茂原や芳賀地区広域行政事務組合斎場については、施設の再整備を予定しているため、令和6年度以降増額する見込みです。

第6図 性質別歳出構成の推移



ことばの意味

- ★物件費・・・公共施設管理のための委託費や消耗品、光熱水費などの事務的な経費。
- ★維持補修費・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。
- ★扶助費・・・児童医療費の助成や高齢者・障がい者の生活支援等。
- ★補助費等・・・各種団体（消防・救急医療・葬祭場・自治会等）への負担金や活動支援等。
- ★普通建設事業費・・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。
- ★積立金・・・基金への積立。
- ★繰出金・・・保険医療特別会計や農業集落排水事業特別会計への支出。
- ★投資及び出資金・・・水道事業会計や下水道事業会計への支出等。

第7表 普通建設事業費目的別内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度				令和4年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 議会費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 総務費	189,680	7.6	128,723	211.2	60,957	7.1
3 民生費	22,063	0.9	△ 30,364	△ 57.9	52,427	6.1
4 衛生費	414	0.0	△ 23,251	△ 98.3	23,665	2.7
5 労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 農林水産業費	53,299	2.1	3,022	6.0	50,277	5.8
7 商工費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8 土木費	510,186	20.5	△ 1,909	△ 0.4	512,095	59.4
(1) 道路橋梁費	362,351	14.5	△ 4,413	△ 1.2	366,764	42.6
(2) 都市計画費	123,447	4.9	21,787	21.4	101,660	11.8
(3) 住宅費	1,175	0.0	△ 1,917	△ 62.0	3,092	0.4
(4) その他	23,213	0.9	△ 17,366	△ 42.8	40,579	4.7
9 消防費	26,253	1.1	26,253	皆増	0	0.0
10 教育費	1,692,499	67.9	1,530,364	943.9	162,135	18.8
(1) 小学校費	27,307	1.1	△ 7,431	△ 21.4	34,738	4.0
(2) 中学校費	9,402	0.4	2,367	33.6	7,035	0.8
(3) その他	1,655,790	66.4	1,535,428	1,275.7	120,362	14.0
11 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	2,494,394	100.0	1,632,838	189.5	861,556	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』が前年度から増額となっているのは、庁舎のトイレ改修工事を実施したためです。令和6年度以降は、庁舎内部の大規模改修事業を予定していることから、例年に比べ歳出が大きい状況が続く見込みです。

『民生費』については、上小第3学童クラブを整備しましたが、前年度に完了したしらさぎセントラル保育園の建設に対する補助が大きかったことから、前年度より減額しています。

『土木費』のうち「都市計画費」については、公園を新規整備した願成寺地区市街地整備事業等の影響で増額しています。

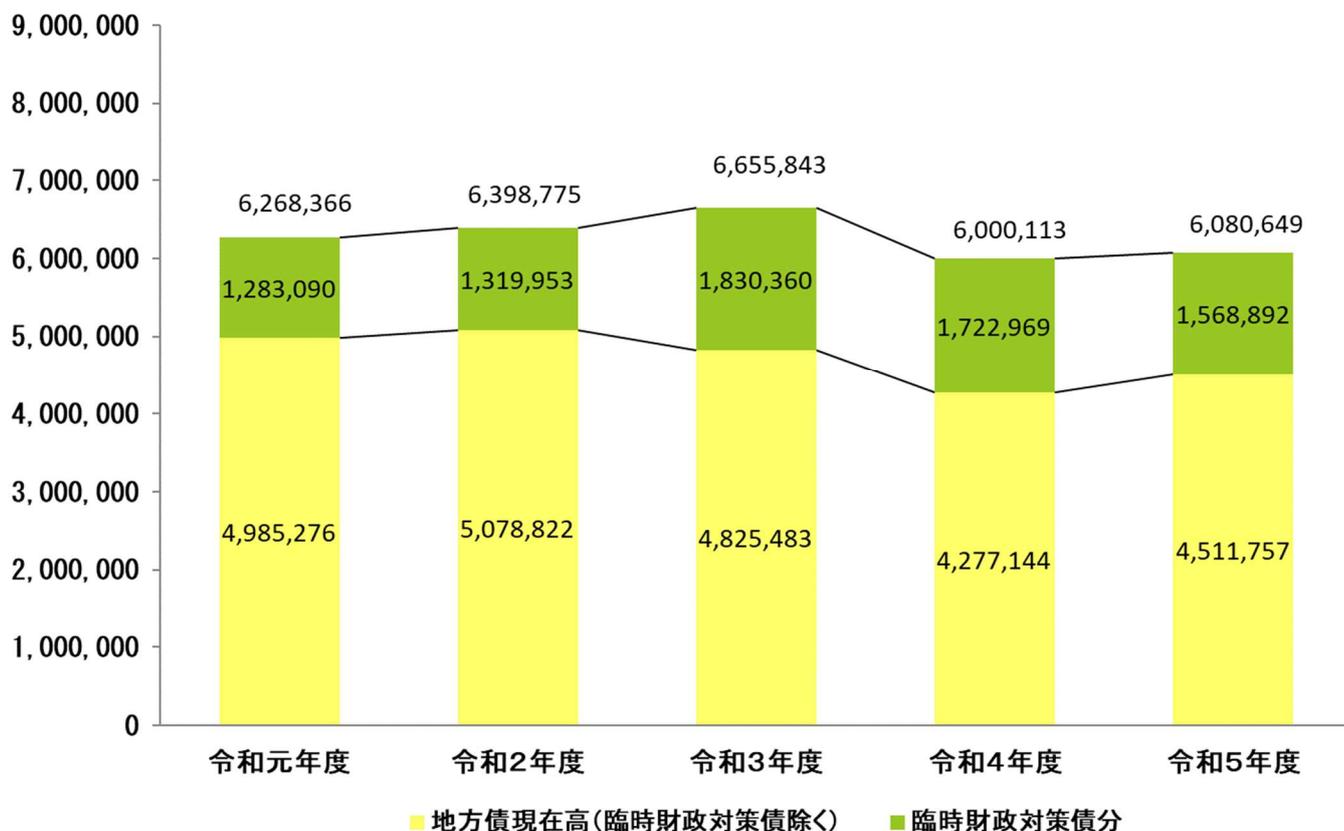
『消防費』については、消防ポンプ車の更新のため、前年度より増額しています。

『教育費』のうち「その他」は、ORIGAMIプラザの建設が主な要因となり、前年度より大きく増額しています。

4 地方債（借金）の状況

第7図 地方債現在高の推移

(単位：千円)



『地方債現在高』は、ORIGAMIプラザの建設や庁舎・設備維持修繕事業などにより、新規の地方債発行が元金償還額を上回ったことで前年比増となりました。

今後においては、庁舎の大規模改修工事や小中学校の屋内運動場及び上三川日産スポーツセンター（上三川町体育センター）への空調機整備を予定していることから、その財源として地方債の発行額も増加する見込みです。

地方債現在高を町民1人あたりに換算すると、196,556円となります。(令和6年3月31日現在人口30,936人)

ことばの意味

★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行されるものですが、臨時財政対策債は地方一般財源の不足に対処するため、建設事業以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額【20ページ参照】に算入することとされています。

第8表 地方債現在高の状況（目的別）

（単位：千円、％）

区 分	令和5年度				令和4年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 公共事業等債	321,909	5.3	16,886	5.5	305,023	5.1
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	75,690	1.2	△ 9,620	△ 11.3	85,310	1.4
3 公営住宅建設事業債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4 災害復旧事業債	7,870	0.1	△ 1,200	△ 13.2	9,070	0.2
5 (旧)緊急防災・減災事業債	0	0.0	△ 1	△ 100.0	1	0.0
6 全国防災事業債	12,859	0.2	△ 43,368	△ 77.1	56,227	0.9
7 学校教育施設等整備事業債	673,420	11.1	△ 124,877	△ 15.6	798,297	13.3
8 一般廃棄物処理事業債	41,584	0.7	△ 4,172	△ 9.1	45,756	0.8
9 一般補助施設整備等事業債	44,991	0.7	△ 43,137	△ 48.9	88,128	1.5
10 一般単独事業債	2,894,266	47.6	384,952	15.3	2,509,314	41.8
11 財源対策債	346,213	5.7	83,862	32.0	262,351	4.4
12 減収補填債	32,970	0.5	△ 4,710	△ 12.5	37,680	0.6
13 臨時財政特例債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14 減税補填債	32,435	0.5	△ 17,480	△ 35.0	49,915	0.8
15 臨時税収補填債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
16 臨時財政対策債	1,568,892	25.8	△ 154,077	△ 8.9	1,722,969	28.7
17 県貸付金	27,550	0.5	△ 2,522	△ 8.4	30,072	0.5
合 計	6,080,649	100.0	80,536	1.3	6,000,113	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町道整備や公園施設整備等のための『公共事業等債』、ORIGAMI プラザの建設や河川護岸整備等のための『一般単独事業債』を借り入れるなど、建設事業に充てるための町債を発行しました。また、令和4年度に引き続き『臨時財政対策債』を発行しました。全体としては、新規借入額が起債償還額を上回っており、現在高は増加しています。

第9表 地方債現在高の状況（借入先別）

（単位：千円、％）

区 分	令和5年度				令和4年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 政府資金	2,253,810	37.1	△ 178,345	△ 7.3	2,432,155	40.5
(1) 財政融資資金	2,184,356	35.9	△ 150,215	△ 6.4	2,334,571	38.9
うち旧資金運用部資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(2) 旧郵政公社資金	69,454	1.1	△ 28,130	△ 28.8	97,584	1.6
うち旧郵便貯金資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
うち旧簡易生命保険資金	69,454	1.1	△ 28,130	△ 28.8	97,584	1.6
2 地方公共団体金融機構資金	1,457,038	24.0	442,264	43.6	1,014,774	16.9
3 市中銀行	1,776,808	29.2	△ 111,430	△ 5.9	1,888,238	31.5
4 その他の金融機関	530,110	8.7	△ 77,406	△ 12.7	607,516	10.1
5 共済等	35,333	0.6	7,975	29.2	27,358	0.5
6 その他	27,550	0.5	△ 2,522	△ 8.4	30,072	0.5
合 計	6,080,649	100.0	80,536	1.3	6,000,113	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『財政融資資金』、『地方公共団体金融機構資金』から、それぞれ新たに借りました。

5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度			令和4年度	
	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)
利子補給等に係るもの	25,525	9,039	54.8	16,486	8,776
農林水産関係に係るもの	23,363	9,989	74.7	13,374	9,882
商工関係に係るもの	2,162	△ 950	0.0	3,112	△ 1,106
住宅関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
その他に係るもの	2,695,007	263,988	10.9	2,431,019	△ 418,851
合 計	2,720,532	273,027	11.2	2,447,505	△ 410,075

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の指定管理契約や、給食センター調理業務など、複数年度契約となるものの支出予定額が計上されています。契約満了の前年度には、新たな契約期間の支出予定額が加算されることになります。

ことばの意味

- ★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営基盤の安定や農業者育成に係る資金の借入に対して、この制度を設けています。

6 積立金（貯金）の状況

第11表 積立基金現在高の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度				令和4年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 財政調整基金	2,615,374	56.6	130	0.0	2,615,244	52.2
2 減債基金	1,089,209	23.6	△ 117,593	△ 9.7	1,206,802	24.1
3 その他の特定目的基金	914,484	19.8	△ 274,171	△ 23.1	1,188,655	23.7
合 計	4,619,067	100.0	△ 391,634	△ 7.8	5,010,701	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

令和5年度においては、基金の取崩しが積立てを上回り、現在高が減少しました。

『財政調整基金』については、令和4年度の繰越金が多かったことから取崩しを行いませんでした。

『減債基金（町債管理基金）』は、起債償還のために【150,000千円】を取り崩しました。

『その他の特定目的基金』では、町社会福祉協議会事業費補助のために「社会福祉基金」【9,318千円】を、学校設備の維持改修事業のために「義務教育施設整備基金」【26,609千円】をそれぞれ取り崩しました。また、「生涯学習センター整備基金」【260,958千円】及び「森林環境譲与基金」【3,500千円】を取り崩し、ORIGAMI プラザの建設費用に充てました。積立てについては、「義務教育施設整備基金」【10,614千円】、「町営住宅施設整備基金」【10,842千円】等をそれぞれ積み立てました。

基金現在高を町民1人あたりに換算すると、149,310円となります。

〔令和6年3月31日現在人口 30,936人〕

ことばの意味

- ★財政調整基金・・・ 計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく貯金のことです。
- ★減債基金・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立て、将来にわたり健全な財政運営を維持するための基金で、当町では町債管理基金という名称です。
- ★その他の特定目的基金・・・ 当町において該当するものは、公共施設等総合管理基金、社会福祉基金、森林環境譲与税基金、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金及び生涯学習センター整備基金の計6つがあります（※令和5年度末現在）。

第8図 積立金現在高の推移

(単位：千円)



『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の（平均的な）町税や普通交付税等の収入の1割（約7億円）以上を確保することに努めています。令和5年度は、前年度からの繰越金が多かったため取崩しを行わず、利子積立分のみ増加しました。

『減債基金（町債管理基金）』については、公債費に充てるための取崩しを行いました。

『その他の特定目的基金』では、ORIGAMIプラザ建設のため、生涯学習センター整備基金と森林環境譲与税基金を取り崩したことが主な要因となり、残高が減少しました。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金（町債管理基金）』を取り崩すことで補填しているため、町税収入の増減が基金の総現在高に大きく関与しています。

7 主な財政指標

(1) 標準財政規模

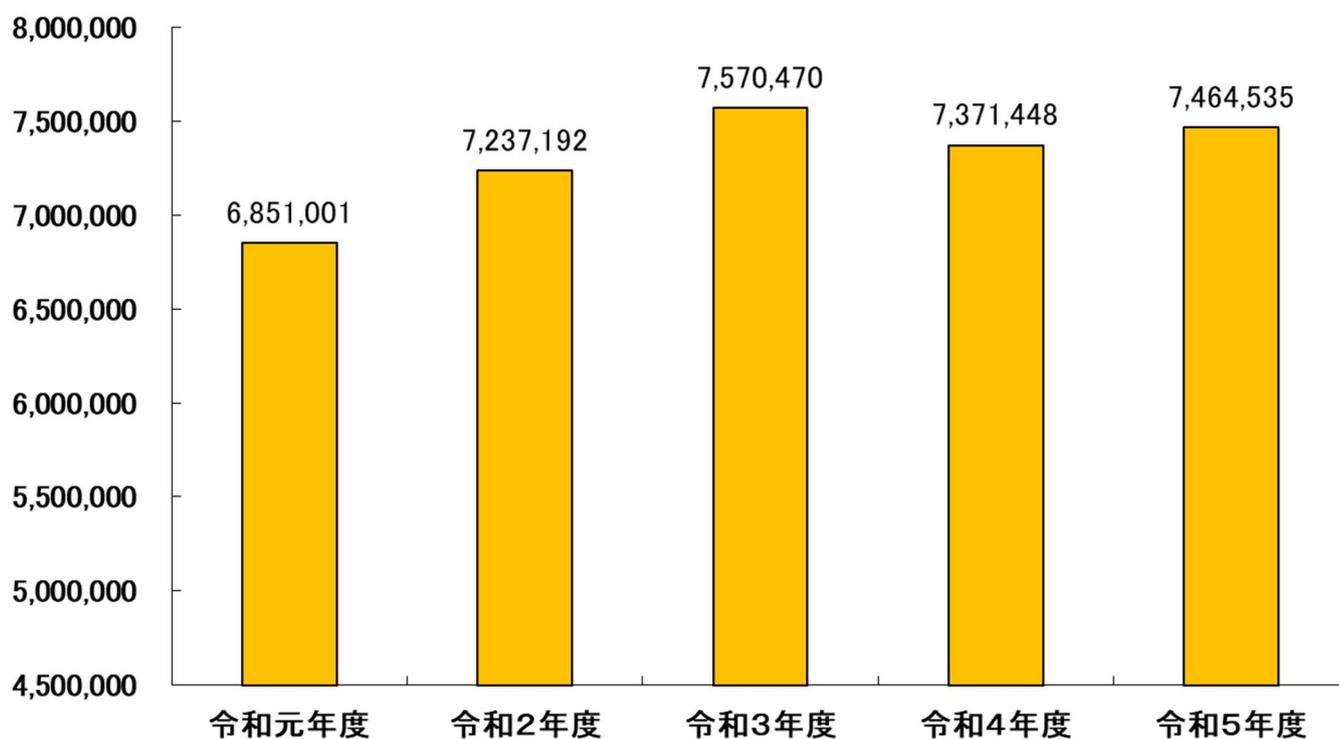
普通交付税を算定する上で算出されるその町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源の額で比較することが適当とされています。

当町では例年、70億円前後の数値で推移していますが、令和3年度においては、臨時財政対策債発行可能額が大きく増額となったため、前年度より標準財政規模が大きな数値となっています。令和5年度については、個人住民税や固定資産税の増額が主な要因となり、前年度より標準財政規模が大きくなっています。

第9図 標準財政規模の推移

(単位:千円)

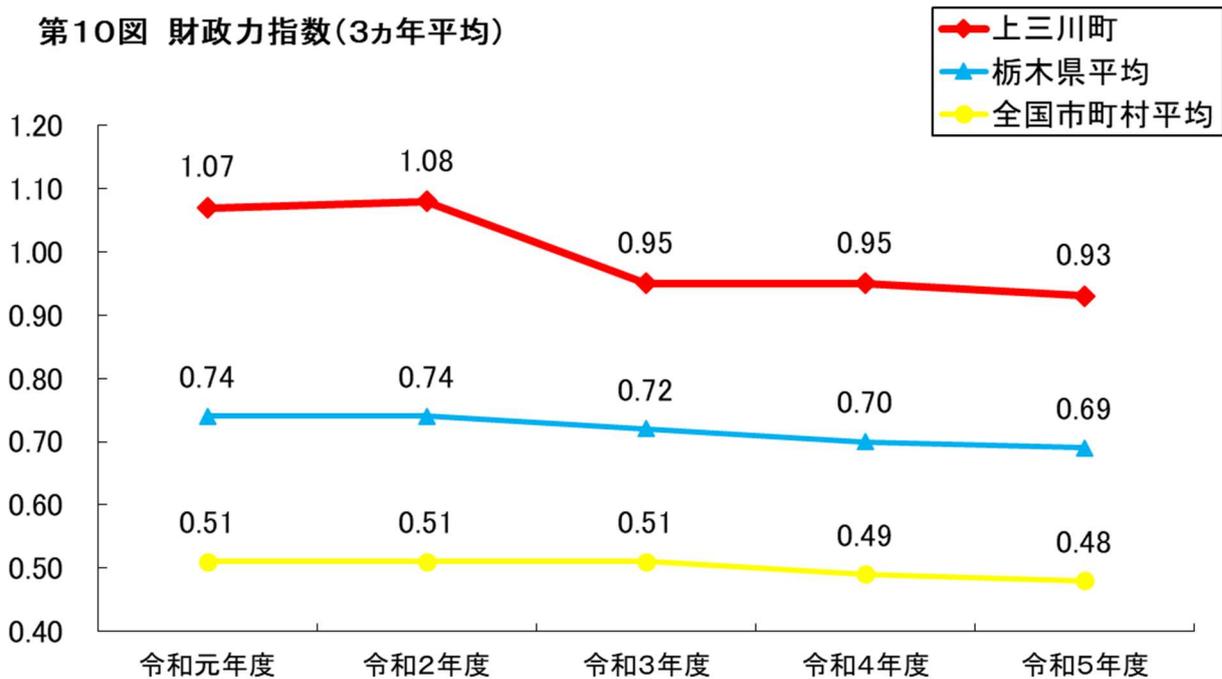


(2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3カ年の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。なお、単年度での財政力指数が『1.0』を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

令和元年度及び令和2年度については、平成29年度の町税増収が基準財政収入額を押し上げ、財政力指数が『1.0』を超える状況が続いていました。令和5年度については、臨時財政対策債発行可能額の減少により基準財政需要額が増加したため、財政力指数は前年度より下がっています。

第10図 財政力指数(3カ年平均)



第12表 基準財政額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準財政需要額	5,018,673	5,514,342	5,477,623	5,771,592	5,885,457
基準財政収入額	4,811,224	5,405,158	5,054,738	5,438,743	5,515,196
(3カ年平均) 財政力指数	1.065	1.079	0.954	0.948	0.934
(単年度) 財政力指数	0.959	0.980	0.923	0.942	0.937

ことばの意味

★基準財政需要額・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準に算定された額となります。

★基準財政収入額・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により算定された額となります。

(3) 経常収支比率

町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合のことです。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示すとされ、数値が90%を超えると財政構造が硬直化しているとされています。

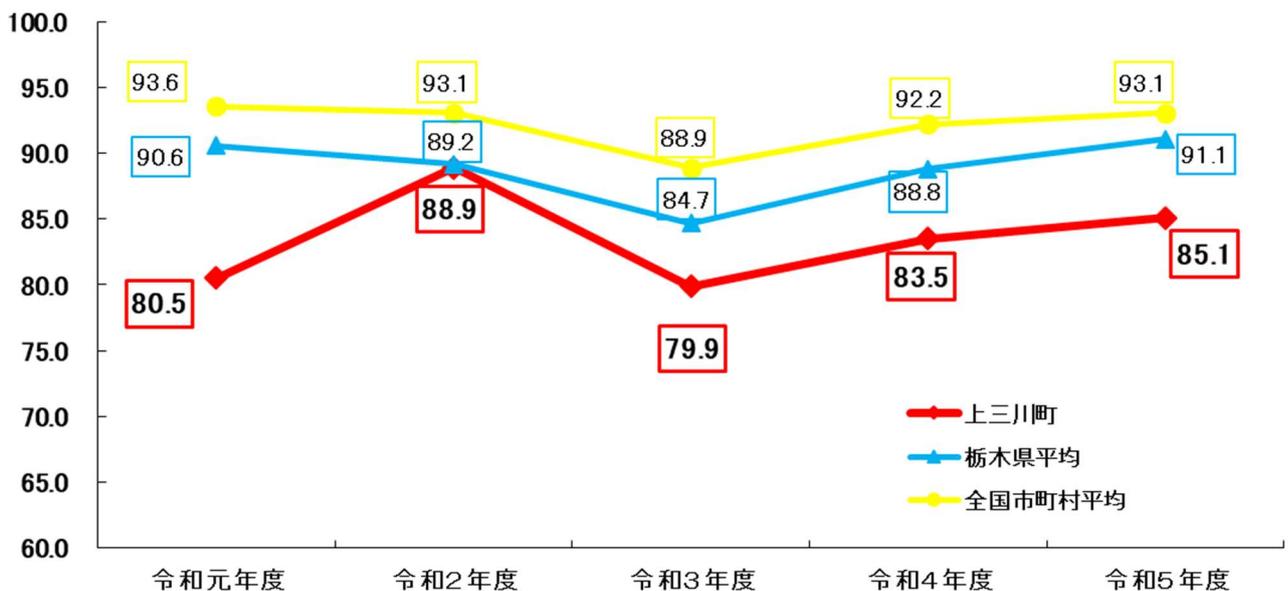
この5年で当町の経常収支比率は大きく変動していますが、歳出については増傾向ではあるものの、指数と連動した動きはありません。主に歳入において、経常一般財源収入である町税収入や普通交付税の交付状況によって、経常的な財源が大きく増減しており、これが指数に大きな影響を与えています。

令和3年度は、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額が増加したことにより、経常収入が増加したため、経常収支比率は低い数値となりました。令和4年度については、臨時財政対策債発行可能額が大幅に減少したことが主な要因となり、前年度と比較して高い数値となっています。令和5年度については、補助費や人件費等の経常支出が増加したことから、経常収支比率は高い数値となりました。

歳出において増傾向であるとした点について、『扶助費分』は社会保障施策にかかる費用支出が年々増加傾向であること、『公債費分』は今後予定している公共施設改修等の財源となる起債の償還が開始されることで増加していくことが見込まれます。

第11図 経常収支比率の推移

(単位:%)



(単位:%)

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収支比率	80.5	88.9	79.9	83.5	85.1
人件費分	19.4	19.7	18.1	18.2	18.6
扶助費分	10.0	10.9	9.6	10.1	11.1
公債費分	10.8	11.7	11.2	12.0	10.9

(4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』及び『将来負担比率』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2つの基準があり、この基準により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を営んでいる地方公共団体には、これらの指標のほかに『資金不足比率』があります。

第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	—	—	7.3	—
早期健全化基準	13.90	18.90	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 「健全段階」に該当します。

《資金不足比率》

(単位：%)

	水道事業会計	下水道事業会計	農業集落排水事業 特別会計
上三川町	—	—	—
経営健全化基準	20.00		

※ 不足額が生じていないため、「健全段階」に該当します。

ことばの意味

- ★実質赤字比率・・・ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★連結実質赤字比率・・・ 全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★実質公債費比率・・・ 借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。
- ★将来負担比率・・・ 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ★資金不足比率・・・ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。